

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 公募設置等指針等に関する事業者対話の実施結果

- 埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業公募設置等指針等に関して、令和6年6月に実施した事業者対話の結果を公表します。
- 対話での確認事項は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- 事業者対話等を受け、県としてお知らせをしておいた方が良くと判断した内容についても質問回答形式で公表をいたします。

令和6年6月
埼玉県

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
1	公募設置等指針	7	第2	5	(1)	ア	公園西側の指定管理	公園西側を加えた公園全体の指定管理を検討するにあたり、公園西側の今後の整備スケジュール等あればご教示願います。また、指定管理開始時期は、公園東側の指定管理と同時期との理解でよいでしょうか。	公園西側の整備について、計画されているものではありません。指定管理開始時期は、公園の西側と東側で同時期を予定しています。
2	公募設置等指針	7	第2	5	(1)	ア	公園西側の指定管理	公園西側の施設管理（予約受付の窓口機能等）に関して、今後、東と西のエリアを分けるか、東のエリアで統一的な管理を行うことが可能か等、ご教示願います。	公園西側と東側の指定管理者が同一となった場合、利用者の利便性の向上等の観点から統一的な管理を検討することは可能ですが、具体的な管理方法については指定管理者を指定する際に協議させていただきます。
3	公募設置等指針	7	第2	5	(1)	ア	公園西側の指定管理	西側は県の予約管理システムを用いていると認識している。指定管理者独自のシステム予約方法の導入は可能なのか。また、東側に新しく整備する公募対象公園施設、特定公園施設についても県の予約システムで予約ができるような運用は可能か。	指定管理者による、独自の予約システム導入の提案は可能です。また、東側に整備する施設を既存のシステムで予約することは技術的には可能ですが、運用方法やシステム改修に係る費用等について、協議が必要です。
4	公募設置等指針	9	第2	5	(2)		上尾市の整備費相当額の支払い時期	ランニングステーション及びランニングコースは、上尾市が整備費相当額（上限額230,000,000円）を負担するとありますが、工事完了後、一括でのお支払いとの理解でよいでしょうか。	「供用開始までに支払うことを想定していますが、具体的な支払時期につきましては、事業者決定後、埼玉県と調整及び協議のうえ進めてまいります。」と上尾市から回答を得ています。
5	公募設置等指針	9	第2	5	(2)		役割分担	公募対象公園施設のうち、県が体育館、宿泊施設・レストランを利用する計画はあるのでしょうか。	県のプラチナ事業で使用予定です。また、スポーツ科学の知見を活用した競技力の向上を推進するため、県として市町村や競技団体に対して本施設の活用を促します。なお、県のスポーツイベント等についても、本施設を使用して実施する予定です。
6	公募設置等指針	9	第2	5	(4)		公募対象公園施設の撤去費	アリーナや体育館等、かなりの構築物を建設することから撤去及び原状回復にかかる費用は高額になります。公募対象公園施設の撤去費を事業費に見込むことは困難です。ついては、事業終了後、引き続き活用できる状態であることを条件として、県へ無償譲渡することへの変更についてご検討をお願い致します。	公募設置等指針P9をご参照ください。認定計画提出者の責任及び負担において、原則として公募対象公園施設は撤去し、原状回復して返還してください。原状回復の内容及び範囲については、原状回復を行う前に県と協議して決定することを予定しています。
7	公募設置等指針	13	第3	2	(3)	-	公募対象公園施設の使用料の開始時期	公募対象公園施設の設置又は管理の開始時期は公募対象公園施設の工事開始の日とありますが、公募対象公園施設の使用料の発生は、運営開始日とすることについてご検討をお願い致します。	公募設置等指針P13に記載のとおり、公募対象公園施設の設置管理許可の開始時期については、公募対象公園施設の工事開始の日としております。そのため、土地使用料の発生は工事開始の日（許可証に記載する設置・管理の期間の開始日）からとなります。
8	公募設置等指針	13	第3	2	(4)		公募対象公園施設の設置における特定公園施設の占用許可使用料について	公募対象公園施設の建設において、特定公園施設の一部を仮囲いして工事を行うこととなりますが、仮囲いの中にある特定公園施設については、工事期間中は無償にて占用許可を頂けるとの理解でよいでしょうか。また、仮囲いの中にある特定公園施設の維持管理にかかる費用は、県から支給頂けるとの理解でよいでしょうか。	公募対象公園施設の建設において特定公園施設の一部を仮囲いする場合は、公募対象公園施設の設置範囲を除く仮囲いしたエリアについて占用の申請をいただき、無償で許可できるものと考えております。また、一般的には、仮囲いの中にある特定公園施設の維持管理は、仮囲いすることで一般の公園利用者は排除され、現場工事のために利用することから、現場管理費の中で対応すべきものと考えます。
9	公募設置等指針	14	第3	2	(5)	ア	公募対象公園施設の設計条件	アリーナ施設部分に抵当権を設定することは可能ですか。	公募対象公園施設には抵当権を設定することはできません。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
10	公募設置等指針	16	第3	2	(6)	競技力向上のために必要な測定機器	測定機器など、特殊性があることから、事業期間を通じた保守点検費、修繕費、更新費の予測が困難です。県による利用頻度も高いことから、利用の仕方によっても保守点検費、修繕費、更新費が異なるものと推測します。これら測定機器の保守点検費、修繕費、更新費については、別途、県の負担とすること、ないしは、当初の見込みとの差異が出たときは、県が負担するなどの取り決めについてご検討をお願い致します。	測定機器の整備費、更新費、保守点検費に係る県の負担上限額はお示しているとおりますが、更新するタイミングで機器の生産中止・後継機種の販売やHPSCの基準変更により連携に必要な機器が変更になったなど別の機器を調達する必要が生じた場合や、保守点検費・修繕費・更新費用の将来著しい変動があった場合など、県が特殊事情等があると判断した場合には、協議に応じます。	
11	公募設置等指針	17	第3	2	(10)	公募対象公園施設の管理運営に関する条件	公募対象公園施設の維持管理・運営に係る物価・金利リスクの分担の考え方をご教授ください。	公募対象公園施設については、民間事業者による運営のため、物価変動及び金利変動に伴うリスクは民間事業者の負担とします。	
12	公募設置等指針	19	第3	3	(2)	特定公園施設の整備費	特定公園施設の整備費のうち、県が負担する費用（上限額3,240,000,000円）については、設計完了時、着工時、工事中間時、工事完了時に出来高でお支払い頂けるの理解でよいでしょうか。	進捗に応じて年度ごとに支払うことを予定しています。	
13	公募設置等指針	22	第3	3	(4)	イ 提案必須施設	雨水流出抑制施設の必要量は1,700㎡規模を想定とありますが、プール跡地以外にも施設をつくる場合、必要量はどうなりますか。	必要量を改めて算定する必要がありますので、県及び市の窓口で確認してください。埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiryusyutu.html	
14	公募設置等指針	24	第3	5		特定公園施設の管理の開始時期	特定公園施設の管理の開始時期は、県への特定公園施設の引渡しが完了し、供用を開始する日から維持管理運営を行っていく予定とあります。特定公園施設の工事管理期間における既存樹木などの維持管理は県が別途行うとの理解でよいでしょうか。	工事期間において、特定公園施設の一般的な維持管理（樹木の剪定等）は指定管理者が行い、工事に伴う維持管理（工事用車両の移動に伴う舗装修繕や枝払い等）は認定計画提出者が実施するものとなります。	
15	公募設置等指針	31				提出書類一覧表	提出書類一覧表の「6. 埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業公募設置等計画」にある、「イ公募対象公園施設に関する計画」「ウ特定公園施設の建設に関する計画」において、整備スケジュール、工事の実施方法がそれぞれで提出書類をまとめる様式となっておりますが、本事業は、施設・公園を一体で整備する工事であり、それぞれで整備スケジュールをまとめることは、分かりづらくなると推測されます。様式6-2-3、様式6-3-2、様式6-8-4を統合し、ひとつの提出書類としてもよろしいでしょうか。 この場合、様式の体裁上、「様式番号と様式名」の記入箇所には、それぞれの様式番号と様式名を記入することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式6-8-4の事業実施体制の事業スケジュールに、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備スケジュール、工事の実施方法を分かりやすく記載してください。	
16	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	リスク分担（物価）	本事業（施設整備費及び供用開始後の維持管理運営）における物価上昇リスクが事業者となることは、融資などにも影響しており、事業の実施が困難となります。物価上昇リスクについてリスク分担の見直しをお願い致します。	県が負担する整備費について、著しい物価変動が発生し、県が必要と認めた場合に協議を行います。 維持管理・運営費については、質問No. 11, 18をご参照ください。	

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
17	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	リスク分担(金利)	本事業における金利上昇リスクが事業者となることは、融資などにも影響しており、事業の実施が困難となります。金利上昇リスクについてリスク分担の見直しをお願い致します。	県が負担する整備費について、著しい金利変動が発生し、県が必要と認めた場合に協議を行います。 ただし、特定公園施設の整備については、出来高払いを予定しており、金利変動リスクについては協議対象とせず、民間事業者の負担とします。 維持管理・運営費については、質問No. 11, 18をご参照ください。	
18	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	リスク分担	特定公園施設の維持管理・運営に係る物価・金利リスクについては、事業者の負担となっていますが、事業期間30年間の物価変動、金利変動リスクについて、全て事業者負担ということでしょうか。	指定管理業務に必要な経費については、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払いますが、具体的な額については、毎年度協定で定めます。 なお、毎年度の委託料が確定した後の物価変動、金利変動リスクは事業者の負担となります。	